

# 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例

- ★ 届出用紙はダウンロードするか、資源循環公社、又は産業廃棄物対策課で受け取ります。
- ★ 記入及び押印の漏れがないようにしてください。

(※1) 事業を実際に経営し、廃棄物を自分で処理する責任のある方（製造業者、元請業者、中間処理業者）を記入してください。なお、届出者は処分費用の支払義務者です。

なお、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者などは届出者となりえません**ので、御注意ください。

届出用紙は、安定型、安定型（石綿含有）、管理型、管理型（石綿含有）で異なりますので御注意ください。

(※2) 印鑑は、法人の場合は「代表者印」、個人の場合は「実印」を押印してください。

(※3) 該当項目を○で囲み、記入日現在の状況を記入してください。「従業員数」は会社全体の従業員数、「資本金」は資本総額又は出資総額を記入してください。

(※4) 廃棄物の主な排出・発生場所を記入してください。  
 <所在地>  
 工事現場が複数にわたる場合は、「<代表的な所在地 他〇か所>」や「…区-円」と記入してください。また、添付書類としてその一覧表を求める場合もあります。  
 <名称>  
 工場名、事業所名、工事名称等を記入してください。

第15号様式（第18条第2項関係）

（届出先）  
横浜市

## 産業廃棄物継続搬入届出書

安定型  
（石綿含有を除く）

①届出者（排出者）

住所 **横浜市〇〇区〇〇町246**  
 氏名 **◎◎建設㈱ 代表取締役 ●●●●●**  
 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）  
 電話 **045（〇〇〇）〇〇〇〇**

②

業種	従業員数	資本金
1 小売業・サービス業	50 人	2500 万円
2 卸売業		
③ 工業・その他業種		

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1:公共
2:市以外の公共	2:民間
3:中小企業者	
4:個人	
5:処分業者	

記入しないでください。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地	名称	電話
	<b>横浜市××区××町135</b>	<b>××小学校改修工事</b>	<b>045（×××）××××</b>

(※5) 該当項目を○で囲んでください。なお、**管理型で廃棄物種類が複数ある場合、種類別に届出用紙を分けて届け出てください。**

(※6) 原則として「ばら」で搬入してください。それ以外で搬入希望の場合は、産業廃棄物対策課に御相談ください。

(※7) 「t」単位で記入してください。

④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	160 廃プラスチック類	ばら、袋、その他 ( )	t/年	回/年
	162 金属ぐず	ばら、袋、その他 ( )	t/年	回/年
	①63 カラスぐず及び陶磁器ぐず	ばら、袋、その他 ( )	0.1 t/年	1 回/年
	①64 汚れ類	ばら、袋、その他 ( )	15 t/年	8 回/年

(※8) 「搬入車両台数」を記入してください。なお、**必要最小限の台数を記入し、余分に搬入確認書が発行されないようにしてください。もし搬入確認書が余ってしまった場合は、最後の搬入時にその余りを管理事務所の受付に返却してください。**また、廃棄物種類が複数あるが1台のみで搬入する場合（安定型に限る）、該当欄のうちいずれか1か所に「1（回/年）」と記入してください。

⑤-1 収集運搬業者	所在地	名称	電話
	<b>△△区△△町789</b>	<b>△△△運輸</b>	<b>045（△△△）△△△△</b>
	<b>▽▽区▽▽町10</b>	<b>▽▽▽物流㈱</b>	<b>045（▽▽▽）▽▽▽▽</b>
			電話
			第 <b>056 00 △△△△△△</b> 号
			第 <b>056 00 ▽▽▽▽▽▽</b> 号

⑤-2 自己運搬	車両番号及び車両重量	重量
	<b>1 2 3 4 2750 kg</b>	<b>5 6 7 8 2750 kg</b>

(※9) 収集運搬業者に搬入を委託する場合に記入してください。「収集運搬業者」とは横浜市又は神奈川県が許可した産業廃棄物収集運搬業の許可を有するものです。2業者以上にわたる場合は、業者ごとに記入してください。また、**添付書類として業者の許可証の写しも必要です。**

(※10) 排出者自らが搬入する場合に記入してください。搬入の際に使用する車両のナンバー及び重量を1台ごとに記入してください。

⑦横浜市指示欄	搬入期間	搬入番号
	<b>年 月 日から 年 月 日まで</b>	<b>記入しないでください。</b>

(※11) 可能性があるもの全てを記入してください。また、欄内に記入しきれない場合は御相談ください。

- ★ 届出書には添付書類がいくつか必要となりますので（附属書、工事契約書の写し、現場案内図、収集運搬業者の許可証の写し等）それらも用意の上で届け出てください。
- ★ 資源循環公社窓口への届出は、搬入希望日の3日前まで（休業日を除く）に行ってください。